

「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」【新旧対照表】

(新)	(旧)
<p>平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について (案)</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 5 月 31 日 独立行政法人評価分科会</p>	<p>平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 30 日 独立行政法人評価分科会</p>
<p>平成 21 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。</p> <p><b>「第 1 基本的な視点」関係</b></p> <p>1-1-1 次の点について特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析</li> <li>● 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証</li> <li>● 評価の基準の客観性・明確性</li> <li>● 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ</li> </ul> <p>1-1-2 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ</li> </ul> <p><b>「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係</b></p> <p><b>「1 政府方針等」について</b></p> <p>2-1-1 次の点について特に留意する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>(削除)</b></p> <p style="text-align: center;">※平成 21 年 12 月の閣議決定で整理合理化計画が凍結</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 21 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況</li> <li>● <u>平成 20 年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）</u></li> </ul>	<p>平成 20 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。</p> <p><b>「第 1 基本的な視点」関係</b></p> <p>1-1-1 次の点について特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析</li> <li>● 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証</li> <li>● 評価の基準の客観性・明確性</li> <li>● 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ</li> </ul> <p>1-1-2 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ</li> </ul> <p><b>「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係</b></p> <p><b>「1 政府方針等」について</b></p> <p>2-1-1 次の点について特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>平成 20 年度が実質的に初年度に当たる「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）についての法人の取組状況</u></li> <li>● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況</li> <li>● <u>平成 19 年度業務実績評価における各法人に共通する個別的な視点に関する指摘事項への対応</u></li> </ul>

(新)	(旧)
<div data-bbox="649 520 1406 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>(記載省略)</b></p> <p>※「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)で示された政府方針及び関心事項の例示又は内容であるので、毎年度記載する必要なし。</p> </div> <div data-bbox="649 1182 1406 1304" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>(削除)</b></p> <p>※平成 21 年 12 月の閣議決定で整理合理化計画が凍結</p> </div> <p>2-1-2 次のアプローチに特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込むアプローチ</li> <li>● 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議)で示された横断的見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ</li> </ul>	<p>2-1-2 独立行政法人評価に係る主な政府方針の例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)</li> <li>● 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)</li> <li>● 整理合理化計画</li> <li>● 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</li> </ul> <p>2-1-3 当委員会がこれまで示してきた関心事項等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」(平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会)</li> <li>● 「研究会報告書」(平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)(研究開発関係法人の評価における関心事項、教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項、公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項、振興助成・融資関係法人の評価における関心事項、平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係))</li> <li>● 「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)(平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)</li> <li>● 「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)</li> </ul> <p>2-1-4 なお、整理合理化計画において各府省の独立行政法人評価委員会が取り組むこととされている次の事項については取組状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の監事との連携状況(内容、評価に対する反映)</li> <li>● 国民からの意見募集(方法、評価に対する反映)</li> </ul> <p>(新規)</p>

(新)	(旧)
<p>「2 財務状況」について</p> <div data-bbox="667 359 1421 514" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>(特記せず)</b></p> <p>※ 上記2-1で平成20年度業務実績評価における指摘事項をフォロー</p> </div> <p>2-2 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性についての評価に特に留意する。</p> <div data-bbox="667 945 1421 1100" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>(特記せず)</b></p> <p>※ 上記2-1で平成20年度業務実績評価における指摘事項をフォロー</p> </div> <p>「3 保有資産の管理・運用等」について</p> <div data-bbox="667 1333 1421 1446" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>(記載場所移動)</b></p> <p>※ 「2-3-2 金融資産の運用・管理」へ</p> </div> <p>2-3-1 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月25日閣議決定）等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。</p> <p><b>(実物資産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物、構築物、土地等について、</li> </ul>	<p>「2 財務状況」について</p> <p>2-2-1 当期総利益又は当期総損失については、次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析</li> <li>● 経常損益では損失を計上していたものが最終的に利益計上となった場合において、その経緯の分析</li> <li>● 1億円以上の当期総損失がある場合において、その発生要因と業務運営上の問題の有無の分析</li> </ul> <p>2-2-2 利益剰余金又は繰越欠損金については、次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の繰越欠損金を計上している場合において、当該繰越欠損金の解消計画の策定状況及び当該解消計画の進捗状況とそれらに係る分析</li> <li>● 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金の発生要因と業務運営上の問題の有無についての分析</li> </ul> <p>2-2-3 運営費交付金債務は、平成20年度に交付された運営費交付金の執行率が90%以下の法人・勘定の分析について、特に留意する。</p> <p>「3 保有資産の管理・運用等」について</p> <p>2-3-1 個別法に基づく事業としての資金運用及びそれ以外の資金運用で時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のあるものの評価の取組が十分かについて特に留意する。</p> <p>2-3-2 非金融資産については、次の点に特に留意する。</p> <p><b>(新規)</b></p>

(新)	(旧)
<p>i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、  ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性  iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等  iv) 資産の利用度等  v) 経済合理性  <u>といった観点に沿った保有の必要性についての検証（民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証）</u></p> <p>● <u>上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、</u>  i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、  ii) 効果的な処分  <u>といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>(削除)</b></p> <p style="text-align: center;">※平成 21 年 12 月の閣議決定で整理合理化計画が凍結</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>(記載省略)</b></p> <p style="text-align: center;">※昨年の「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」でも示した「減損」という字句の解説であり、毎年度記載する必要性に乏しい。</p> </div> <p>(金融資産)</p> <p>● <u>個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</u></p> <p>● <u>事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</u></p> <p>● <u>融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討</u></p> <p>(知的財産等)</p> <p>● <u>実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</u></p>	<p>● <u>財務諸表における減損又はその兆候の注記を把握した上での、減損又はその兆候に至った固定資産（注）について、減損等の要因と法人の業務運営との関連の分析・評価</u></p> <p>● <u>整理合理化計画で処分等することとされた資産について、処分等の取組の評価</u></p> <p>(注) 「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）によれば、下記の場合に減損の兆候を認め財務諸表に注記するとともに、一定の場合に減損を認識し財務諸表に計上することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下</u></li> <li>・ <u>固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化</u></li> <li>・ <u>業務運営環境の著しい悪化</u></li> <li>・ <u>市場価格の著しい下落</u></li> <li>・ <u>固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったこと</u></li> </ul> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(移動)</p> <p>(新規)</p>

(新)	(旧)
<p>2-3-2 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。</p> <p>(実物資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物、構築物、土地等について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 活用状況等の把握</li> <li>ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証</li> <li>iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握</li> <li>iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組</li> </ul> </li> <li>※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価</li> </ul> <p>(金融資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立</li> <li>● 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組</li> </ul> <p>(知的財産等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 出願に関する方針の策定</li> <li>ii) 出願の是非を審査する体制の整備</li> <li>iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動</li> <li>iv) 知的財産の活用目標の設定</li> <li>v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等</li> </ul> </li> </ul> <p>「4 人件費管理」について</p> <p>2-4 諸手当及び法定外福利費について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成 22 年 5 月 6 日総務省行政管理局長通知)の内容にも留意する。</p>	<p>(新規)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(再掲)前出</p> <p>2-3-1 個別法に基づく事業としての資金運用及びそれ以外の資金運用で時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のあるものの評価の取組が十分かについて特に留意する。</p> </div> <p>2-3-3 債権の管理等については、次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて回収状況等の評価</li> <li>● 融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金は、当該貸付の必要性についての評価</li> </ul> <p>(新規)</p> <p>「4 人件費管理」について</p> <p>2-4-1 福利厚生費について、次のような法人の活動の必要性にかんがみ、当該活動の評価の取組が十分かについて特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成 20 年 8 月 4 日行政管理局長通知)において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の</li> </ul>

(新)	(旧)
<div data-bbox="448 226 1412 554" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 諸手当及び法定外福利費については、20年度業務実績評価において調査を行い悉皆的に2次評価を行った。 20年度業務実績の2次評価では多数の指摘を行っており、それらの改善を促すため、その対応状況をフォローする。 「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)により、要請された法定外福利厚生費の見直し内容にも留意し、フォローアップする。</p> </div> <p><b>「5 契約」について</b> 2-5 契約について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。</p> <div data-bbox="388 1136 1397 1434" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 契約については、20年度業務実績評価において調査を行い悉皆的に2次評価を行った。 20年度業務実績の2次評価では多数の指摘を行っており、まずは、それらの改善を促すためその対応状況をフォローする。 併せて、上記平成21年11月の閣議決定に基づく法人の取組についても評価。</p> </div>	<p>取扱いに準じた予算執行、予算編成作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動</u></li> </ul> <p>2-4-2 <u>給与水準の厳格なチェックに当たっては、国と異なる諸手当の適切性について、特に留意する。</u></p> <p><b>「5 契約」について</b></p> <p>2-5-1 <u>契約手続の執行体制や審査体制の整備状況に関する評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)</u></li> <li>● <u>契約事務における一連のプロセス</u></li> <li>● <u>執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制</u></li> <li>● <u>審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方</u></li> </ul> <p>2-5-2 <u>法人の契約の適正性の確保の観点から、随意契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>「随意契約見直し計画」の進捗状況及び計画の効果についての分析・評価</u></li> <li>● <u>随意契約の金額、件数及びこれらの割合の対平成19年度比の増減。増加している場合の要因分析と評価</u></li> <li>● <u>随意契約の相手方が第三者に再委託している状況の把握。再委託理由と随意契約理由との関係。法人と随意契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況</u></li> </ul> <p>2-5-3 <u>法人の契約の適正性の確保の観点から、一般競争入札であって一者応札となった契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>応札条件。応札者の範囲拡大のための取組</u></li> <li>● <u>第三者に再委託している状況の把握。当該契約に係る一般競争入札の導入事情。法人と契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況</u></li> </ul> <p>2-5-4 <u>契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置の状況について、特に留意する。</u></p>

(新)	(旧)
<p><b>「6 内部統制」について</b></p> <p>2-6-1 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の長がマネジメントを発揮できる環境は整備されているか。</li> <li>● 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。</li> <li>● 法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。</li> <li>● 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。</li> </ul> <p>2-6-2 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。</li> <li>● アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。</li> </ul> <p>2-6-3 監事の以下の活動についての評価に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監事監査において、前述（2-6-1）の法人の長のマネジメントについて留意したか。</li> <li>● 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。</li> </ul> <p><b>「7 関連法人」について</b></p> <p>2-7 次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>（特記せず）</b></p> <p>※ 上記2-1で平成20年度業務実績評価における指摘事項をフォロー</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価</li> </ul>	<p><b>「6 内部統制」について</b></p> <p>2-6-1 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第2 各法人に共通する個別的な視点」の「2 財務状況」から「5 契約」までの取組に限らず、整理合理化計画を踏まえて内部統制の向上のためにとられた措置の把握、評価</li> <li>● 法人の規模、特性等に応じた内部統制の在り方の検討を促す評価</li> </ul> <p><b>「7 関連法人」について</b></p> <p>2-7-1 次の点に特に留意する。（なお、関連法人に対する業務委託については、「5 契約」において対応）</p> <p>（昨年は契約の中で対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出資等に関する規程等の整備状況とその内容（出資目的を達成した場合における措置等が明記されているか）の適切性についての評価</li> <li>● 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価</li> </ul>

(新)	(旧)
<div data-bbox="635 243 1433 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>(特記せず)</b></p> <p>※ 上記 2-1 で平成 20 年度業務実績評価における指摘事項をフォロー</p> </div> <p><b>「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について</b></p> <p>2-8-1 次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価</li> </ul> <p>2-8-2 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ</li> </ul> <p><b>「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について</b></p> <p>2-9 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ</li> <li>● 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況についての評価</u></li> </ul> <p><b>「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について</b></p> <p>2-8-1 次の点に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価</li> </ul> <p>2-8-2 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ</li> </ul> <p><b>「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について</b></p> <p>2-9-1 次のアプローチを注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ</li> <li>● 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ</li> </ul>